

一般法人法制改正検討の要望について

公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男

新公益法人制度については、法律施行後約 5 年が経過し、移行期間の終了を迎えようとしています。この間、公益認定法関連については部分的にはありますが、解釈や運用により不具合の解消が図られてまいりました。しかしながら、公益法人の基礎となっている一般法人に関わる一般法人法については、膨大・複雑かつ難解であり、就中小規模法人においては、公益活動を活発化させるための阻害要因となっている等、その抱える問題にも拘わらず、移行期間中ということもあり、その解消は未解決のままです。

公益法人協会ではこのような状況に鑑み、平成 24 年度、自らもその一員となって民間法制・税制調査会において、その改正の検討を行ってまいりました。その結果をとりまとめた報告書（概要）は別紙のとおりです。

弊協会は、本報告書で一般法人法改正に関わる提案事項について、できるだけ早期の法制審議会その他の議論を経て、最終的には近々の国会において改正を実現していただきたく、強く要望するものであります。

なお、本要望は、民間版パブリックコメントを行い（平成 25 年 6 月 25 日～8 月 12 日）、その結果を踏まえたものであることを申し添えます。

改正検討要望内容

I 合同会社等を参考にした簡便な新しい法人類型の創出

—共同（協同）法人制度、目的拘束型社団（財団）法人制度の創設—
会社法における合同会社等を参考にして簡便な新しい法人類型を創出し、公益認定法による公益認定を申請する法人の新たな器ともすること。

II 新たな（実質的な）小規模法人概念の創出とその法人に対する現行法の一部非適用

現行の一般法人法の一般社団法人・財団法人という法人類型を前提としつつも、一般法人法において（実質的な）小規模法人の定義を行ったうえで、それに該当する一般社団・財団法人については、煩瑣な条文や小規模ゆえに意味の少ない条文の適用を行わないこととすること。